

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

目 次 ページ

訓 令

- 北海道公印規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課) 1
- 北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課) 1

訓 令

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公印規程の一部を改正する訓令
北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項中「又は」を「（課長に相当する職を含む。）又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令
北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令（昭和61年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課長（課に相当する組織の長）」を「課長（課長に相当する職）」に改める。

附 則

